平成２９年（フ）第１３６１号
千葉県市原市皆吉1167番地３
債務者　佐久間裕大
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６４号
千葉県船橋市習志野台４丁目６番11号　カサデ．カミーノ201号
債務者　森岡　道則
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６７号
千葉市若葉区桜木北２丁目６番３号　エステート都賀101号
債務者　小川　和男
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８４号
千葉県船橋市八木が谷３丁目28番６号
債務者　戸向　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８６号
千葉市中央区生実町2035番地８
債務者　河合　雅子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０３号
千葉県市原市西五所18番地５　県営住宅11棟103号
債務者　岡本　勝美
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０８号
千葉県市川市下貝塚２丁目35番24号（下貝塚テラスＡ－４号）
債務者　霜村　鷹雄
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０９号
千葉県市川市下貝塚２丁目35番24号（下貝塚テラスＡ－４号）
債務者　霜村　　恵
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３１号
千葉市花見川区朝日ケ丘４丁目14番10号
債務者　福井伸太郎
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４４号
千葉県浦安市弁天１丁目21番３－106号　コンフォール浦安弁天
債務者　伊藤亜寿香（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４８号
千葉県市川市市川南１丁目２番13号　（ひのきハイツ101号）
債務者　西村　慶子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５２号
千葉市中央区末広３丁目26番５号　シティハイムローゼンＢ－102号
債務者　宍倉　仁美
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８８号
千葉県習志野市香澄１丁目４番３－207号
債務者　竹村　淳子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９０号
千葉県市川市行徳駅前４丁目１番16－304号（マンションニュー行徳第１）
債務者　山下賀津雄
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１４号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目60番地８　稲毛台サンハイツＡ棟202号
債務者　髙原　忠裕
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８１号
千葉市中央区本町２丁目１番18号　千葉本町スカイマンション403号
債務者　安井美代子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係